

29 陳情 第 1 号	「新宿区公共施設等総合管理計画」に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成28年12月19日受理、平成29年2月23日付託
陳情者	新宿区西新宿————— ————— 会長 ————— 外18名

(要 旨)

「新宿区公共施設等総合管理計画」による政策及び施策立案に関し、新宿消費生活センター分館と、この施設における消費生活関連事業の存続を陳情いたします。

(理 由)

- 「施設の現状と課題」(同計画71ページ)の区民ニーズでは、講座は年間1,365回、参加者は11,787名のニーズがあります。例えば、新宿区委託「消費者大学講座」では、6回で186名、1回平均31名(定員36名の会議室)です。
- 行政需要では、「新宿区基本計画(骨子案)」54ページ、II-3の「3 施策の方向性」のなかの「消費者対策」には、「団体との連携協働のものと的確に対応していきます」と記載されています。「4 各主体の主な役割」には、「消費生活問題に関する意識啓発への協力」と書かれています。現在、当団体及び加盟団体がこの施設を使い区と協働で啓発しています。食品の放射能測定も消費者庁貸与の機器を設置し検査しています。
- この施設は、シルバー人材センターを平成23年に耐震工事・リフォームを行い、消費生活センター分館として開館し、老朽施設ではありません。
- 上記1、2、3のように、この施設は、「新宿区公共施設等総合管理計画(概要版)」10ページの「3 区民等利用施設」の「施設の現状と評価」、「基本方針」の検討課題に適合する項目がありません。また、他施設への統合が実行されると、「新宿区基本計画」を進めることができないと考えます。
- この施設で行っている、他施設では行えない商品テスト・講座や新宿区委託事業、新宿区民対象の委託事業、「食品の放射能測定」、商品テスト・講座等は薬事法、食品衛生法等、検査条件に従って区内に1か所のみこの施設で行っています。「食品の放射能測定」は、消費者庁から貸与された「NaICTDシンチレーションスペクトロメーター」測定(下限値25Bq/kg)で、セシウムスクリーニング法により行っています。この食品の放射能測定器設置場所は、薬事法基準の室温25度、外気の放射能に影響されないためのコンクリート壁、振動を伝えない床等、測定室には条件があります。また、商品テストをするには、鍵のかかる器具保管庫、薬品の保管庫を備えなければなりません。このようにこの施設で行っている事業は、他施設への統合ではできない事業です。

- 6 この施設は、消費者基本法、消費者契約法、消費者教育推進法、消費者安全確保法等、区民の消費者の権利を守る拠点となっています。新宿区では東京都のモデル事業として、2年前に新宿区地域消費者教育推進協議会が発足しました。今年度はこの協議会に加えて、全国に先駆けて消費者安全確保地域協議会が発足しました。この事業の推進は、この施設を拠点に新宿区と協働で、委託講座や助成講座を当団体加盟14団体が、区民に消費者教育を平成5年から行っています。一例として、この消費者教育講座は、区長から、修了証が授与される6シリーズの「消費者大学講座」のように、消費者教育啓発員養成の講座の会場は、他施設の一般使用の連続予約ができない会議室ではできません。新宿区地域消費者教育推進協議会や消費者安全確保地域協議会が先進的に発足しましたが、施設が存続しなければ推進の拠点を失ってしまいます。この専門的施設は区民への消費者教育を当団体のボランティアで行い、区民の安全・安心を守る拠点です。
- 7 山本区長のアイデアで始まった地産地消、有機農法のPRコーナーは34年間続いて、環境と命の消費者教育の場となっています。
- 8 この施設を拠点とした当会の活動に対し、平成25年度消費者サポーター賞が消費者庁から授与されました。
- 9 新宿区主催「新宿区暮らしを守る消費生活展やシンポジウム」の実行委員会や参加団体の準備はこの施設で行われています。この施設がないと準備ができません。
- 10 新宿区と協働してボランティア活動をしている当団体の拠点は、発足以来、新宿区消費生活センターにあり、現在はこの施設に置かれています。毎月消費生活センター所長や係長出席のもと当団体運営委員と会議を開き、区民への消費者啓発事業の推進を行っています。

上記の理由により、「新宿区公共施設等総合管理計画」による政策及び施策立案に関し、新宿消費生活センター分館とこの施設における消費者生活関連事業の存続を陳情いたします。